

徳島県立みなと高等学園の部活動に係る活動方針

1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。
- 生徒一人一人の実態に配慮しながら指導体制を整え、生徒の興味・関心を高め、体力や技能の向上を目指すとともに、責任感や連帯感の涵養を図り、協力する気持ちや他人を思いやる心を育てていく。
- 運動部活動をとおして経験し学んだことを、社会性の向上や卒業後の余暇活動及び生涯スポーツの取り組みにつなげていく。

2 文化部活動の基本的な考え

- 文化部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、心や創造性の涵養を図るために極めて効果的な活動であることから、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、文化部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な文化部活動の運営を図っていく。
- 生徒一人一人の実態に配慮しながら指導体制を整え、生徒が生涯にわたって文化・パソコン等に親しむ基礎を培うことを目指すとともに、責任感や連帯感の涵養を図り、協力する気持ちや他人を思いやる心を育てていく。
- 文化部活動をとおして経験し学んだことを、社会性の向上や卒業後の余暇活動及び芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するための取り組みにつなげていく。

3 部活動の休養日の設定

- 学期中は、原則、毎週火曜日と木曜日を活動日とする。必要に応じてそれ以外の活動日を設定する場合は、週2日以上休養日を設ける。
- 長期休業中は、長期休業中部活動の実実施計画のもと、週当たり3日以上休養日を設ける。
- 長期休業中は、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

4 部活動の活動時間

- 学期中の平日は、1日あたり2時間程度とする。
- 学校の休業日及び長期休業中は、1日あたり3時間程度とする。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 大会については、年間4回程度とする。

6 その他

- 熱中症事故を防止するため、発生条件（熱中症指数、高温注意情報）等を確認し、活動内容・時間や休憩時間の検討、水分・塩分の補給、生徒の健康管理を徹底し、適切な予防措置を講ずるとともに、万一発生した際には、応急手当や必要な措置を適切に図る。
- 部活動適正化推進委員会を設置し、コンプライアンス意識及び全体的な活動の更なる質の向上を図る。